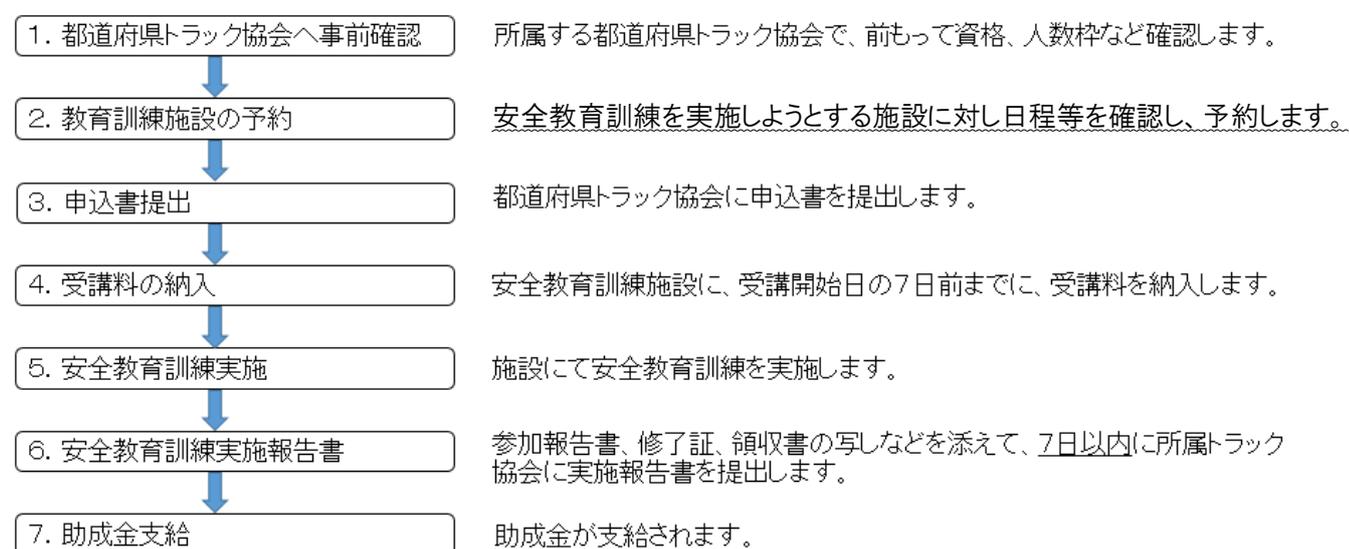


1) 対象となる研修

助成の対象となる研修は、別表1「ドライバー等安全教育訓練促進助成対象特別研修一覧」及び別表2「ドライバー等安全教育訓練促進助成対象一般研修一覧」のとおり、あらかじめ決められています。これ以外の研修は助成の対象となりません。

最新の研修実施状況は各施設にご確認ください。

2) 手続きの流れ



取下げ等に伴う費用負担について

申込みをした事業者又はドライバー等が次のいずれかに該当する場合は、受講料等を全額負担しなければなりませんので、申込みにあたっては十分ご注意ください。

- ①受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- ②特別な事由無く、所定の研修を修了しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- ③所定の書類を添付した実施報告書を研修修了後7日以内に提出しないとき。
- ④研修又は手続き等において、不適切な行為などがあつたとき。